

茨城県新型コロナウイルスワクチン 職域接種支援事業補助金（3回目接種分）について

■実施の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や一日も早い終息に向けて、ワクチン接種体制を強化することを目的とし、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る職域接種を実施した団体に対して支援を行います。

○制度概要

1 対象事業者

中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同で、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種（3回目接種）（以下「ワクチン接種」という。）について、職域接種（令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の開始について」に規定する接種を指す。以下同じ。）を実施したもの

2 対象期間

令和4年4月1日（金）～職域接種完了日

3 交付額

1,500円×接種回数を上限に実費補助

※国の実施要綱が改正されたため、1、2回目接種時と交付基準額に変更があります。

◎申請受付期間

令和4年8月8日（月）～令和4年9月16日（金）【必着】

◎申請方法

補助金交付申請書【様式1】、補助金事業報告書【様式2（別紙1及び別紙2含む）】、領収書整理票【様式3】、共同実施主体一覧表【様式4】に必要事項を記入の上、様式3に記入した領収書の写し、通帳の写し等口座情報がわかる書類、業種がわかる書類、資本金額又は従業員数がわかる書類とともに以下の宛先に郵送してください。

（申請書類の送付先）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県新型コロナウイルスワクチン接種チーム 協力金等申請デスク

電話 029-301-6845

受付時間 月曜日から金曜日の9時から17時（12時から13時を除く）

土曜日、日曜日、祝日は閉庁日です。

【参考】中小企業基本法（抜粋）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

出典：中小企業庁 FAQ「中小企業の定義について」

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm